

# 保険税について

■基本的には次の方法により計算した額の合計が1年間の保険税となります。

<h3>平等割額</h3> <p>世帯につきいくらと計算する額</p> 	<h3>均等割額</h3> <p>世帯の被保険者数に応じて計算する額</p> 
<h3>資産割額</h3> <p>世帯の固定資産に応じて計算する額</p> 	<h3>所得割額</h3> <p>世帯の所得に応じて計算する額</p> 

皆さんが病気やケガをしたときの治療費をはじめ、子どもが生まれたり、家族のだれかが亡くなったときの給付費にあてられるのが保険税です。

このように保険税は国保を運営するための重要な財源となっています。



健康とくらしを守る  
みんなの国保

予測される1年間の医療費

保 険 税	国・県からの 補 助 金	患 者 の 自 己 負 担 金
-------	-----------------	--------------------

## ☆途中加入、脱退の場合の保険税

年度の途中で国保に加入したときは、加入した月から計算されます。また、途中で国保を脱退したときは、脱退した月の前月分までの保険税が月割で計算されます。

加入した月の前月分までの納入です。

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。たとえば、都留市に転入してきたり、職場の健康保険をやめた月から納付の義務が生じます。もし届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることになります。加入手続きをした時点からというわけではありません。抜ける場合は、抜けた月の前月分までの納入です。

### 保険税は加入資格が発生した月から

（納付方法）  
納付書は、世帯主あてに送付されます。世帯単位で加入し、世帯単位で計算され、世帯主が納付義務者となるからです。世帯主が他の健康保険に加入しているときでも変わりません。

（口座振替のご利用を）  
仕事などで多忙な毎日を送っている人には、期日がくればあなたの口座から自動的に支払われる「口座振替」を利用すると便利です。一度手続きをすませれば、以後自動的に口座から納付されます。口座振替の申し込み用紙は、税務課、市内指定金融機関等の窓口にあります。

## 保険税の見直し

都留市では、国民健康保険財政の安定化と保険税負担の平準化を図ることと医療費の動向により、平成7年度の国保税の税率、税額を次のように変更しました。

この変更は、中間所得層の重税感と低所得者に対し、著しい負担が強いられることのないよう考慮して決定されました。

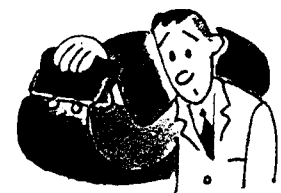
変更前と変更後では、1世帯当たり、約1.1千円（年額）の減額になります。これは、あくまでも平均ですので、ご承知おきください。

	平成5年度	平成7年度
所得割	6.70%	5.90%
資産割	35.00%	27.00%
被保険者均等割額	15,000円	16,000円
世帯平均割額	16,000円	17,000円

こんなときは保険税の免除や軽減が受けられます。



災害などで、生活がたいへん困難になったとき



所得が一定基準以下のとき

★保険税は納期までに必ず納めましょう